

ロシア連邦財務省書簡

2022年10月13日付第05-06-14PM/99138号

2022年9月8日付ロシア連邦大統領令第618号の適用の問題に関する

公式解説書1

ロシア連邦財務省は、2022年9月8日付ロシア連邦大統領令第618号「若干の者の間における特定の種類の取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順について」（以下、「大統領令第618号」）第7項にしたがい、大統領令第618号の適用における特定の問題について公式の解説を行う。

1. 居住者たる者の特定にあたっては、2003年12月10日付連邦法第173-FZ号「通貨規制および通貨管理について」第1条第1項第6号が示す「居住者」の定義を参照する必要がある。

また、2002年5月31日付連邦法第62-FZ号「ロシア連邦国籍について」第6条第1項により、ロシア連邦市民であって他国の国籍をあわせ持つ者は、ロシア連邦の国際条約または連邦法が定める場合をのぞき、ロシア連邦によってロシア連邦市民とのみ見なされることも考慮に入れなければならない。

2. ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的な行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」）の特定にあたっては、2022年3月5日付ロシア連邦政府指令第430-r号が承認した「ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家および領土の一覧」を参照する必要がある。

非友好的行動を実行する外国国家の者の支配下にあるか否かの特定にあたっては、2008年4月29日付連邦法第57-FZ号「国防および国家安全保障の確保のための戦略的意義を有する事業体に対する外国投資の実施手順について」第5条に掲げる条件のいずれか1つにでも該当する場合、その者は支配下にある者と見なされるという点を踏まえる必要がある。

3. 大統領令第618号を適用するにあたっては、次に掲げる要求事項を同時に満たす者は非友好的行動を実行する外国国家の者とは見なさない：

a) 当該の者がロシアの法人または自然人の支配下にある（ロシア連邦、ロシアの法人または自然人を最終受益者とする）こと。ここには、当該の外国国家と関係を有する外国法人を介して支配権が行使されている場合も含まれる；

b) 本項「a」号に示したロシアの法人または自然人が、当該の者が自らの支配下にある旨の情報をロシア連邦の法の要求事項にしたがってロシア連邦の税務機関に対して開示済みであること；

外国の組織への出資および支配下にある外国企業に関してロシア連邦の税務機関に通知を行い、納税者を支配権を有する者と認定するための手順は、ロシア連邦税法典第25.14条がこれを定めている。

4. 大統領令第618号を適用するにあたっては、次に掲げる者も非友好的行動を実行する外国国家の者とは見なさない：

a) 非友好的行動を実行する外国国家に含まれない外国国家の法を属人法とする法人または自然人の支配下にある者。ただし、当該の支配権が2022年3月1日より前に定められたものであることを条件とする；

b) 非友好的行動を実行する外国国家に含まれない外国国家の支配下にある者。ただし、当該の支配権が2022年3月1日より前に定められたものであることを条件とする；

自然人および法人の属人法の特定に関する規則は、ロシア連邦民法典第1195条および第1202条がそれぞれ定めている。

5. 大統領令第618号が定める取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順は、2018年8月3日付連邦法第290-FZ号「国際企業および国際ファンドについて」にしたがって再定住（redomiciliation）手続きとして行われる国際企業の国家登記には適用されない。

6. 大統領令第618号が定める取引（オペレーション）の特別な実行（履行）手順は、金融機関およびノンクレジット金融機関には適用されない。

金融機関およびノンクレジット金融機関である法人の特定にあたっては、連邦法「銀行および銀行業について」第1条および2022年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第76.1号に示す定義をそれぞれ参照する必要がある。

7. 大統領令第618号を適用するに当たっては、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」（以下、「大統領令第520号」）により、2022年12月31日まで、ロシアの法人の定款資本金において非友好的行動を実行する外国国家の者が保有する持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利の設定、変更、終了または制限(encumbrance)に直接および（または）間接につながる等の取引（オペレーション）実行（履行）が禁止されていることを考慮する必要がある。

当該の禁止措置が適用される場合の一覧は大統領令第520号第2項に示されている。

留意すべきなのは、これらの取引（オペレーション）の実行に対する許可を交付するのがロシア連邦外国投資実施管理政府委員会（以下、「政府委員会」）ではないことである。

大統領令第520号によって実行が禁止された取引（オペレーション）は、ロシア連邦大統領の特別決定（大統領令第520号第5項）がある場合にのみこれを行うことができる。大統領令第520号の定め違反して実行された取引（オペレーション）は無効となる（大統領令第520号第4項）。

8. 大統領令第618号を適用するに当たっては、たとえば次の事柄も念頭に置く必要がある。すなわち、ロシア連邦の法の定める手順（2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第1項「a」号第3段落および「b」号にもとづいて政府委員会が交付する許可書にもとづく場合を含む）にしたがって法人の定款資本金における持分および株式を譲渡または取得する際には、大統領令第618号第2項にもとづいて交付される政府委員会の許可書を取得する必要性が生じる可能性がある。というのは、有限責任会社の出資者である法人の持分（株式）に対する所有権が移転される場合には、有限責任会社の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利の設定、変更または終了が直接および（または）間接にひきおこされる可能性があるからである。

9. 大統領令第618号を適用するに当たっては、法的効力を有する裁判所の決定執行の一環として当事者の意思とはかかわりなく実行される取引（オペレーション）に対しては、大統領令第618号第1項に定める取引（オペレーション）の実行（履行）に対する政府委員会の許可の取得は必要とされない。

10. 大統領令第618号を適用するに当たっては、その実行（履行）に対して政府委員会の許可が必要となる取引（オペレーション）には次のようなものがある：

有限責任会社の定款資本金における持分を当該会社の1人もしくは複数の出資者に、または第三者に移転すること；

有限責任会社が自社の定款資本金における持分を取得すること；

有限責任会社の出資者が自らの持分を会社に譲渡する、または当該持分を会社が取得することを請求し、もって当該会社から撤退すること；

有限責任会社における持分を投資ファンドに移転すること；

有限責任会社の単独執行機関としての権限の委任につき営利組織または個人事業主との間で契約を締結すること；

有限責任会社の出資者としての権利の行使につき契約を締結すること（1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」〔以下、「連邦法第14-FZ号」〕第8条第3項）；

連邦法第14-FZ号第19条の1が定める転換社債に関する契約を締結すること；

有限責任会社の持分に質権を設定する契約を締結すること；

有限責任会社の持分の質権を管理する契約を締結すること；

ロシア連邦の法にしたがって有限責任会社を自主的に再編すること；

有限責任会社との間にシンプルパートナーシップ契約（共同事業契約）を締結すること；

有限責任会社の持分に付随する権利の行使が対象となる信託管理、委任および（または）その他の合意に関する契約を締結すること；

有限責任会社の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利または有限責任会社の経営条件および（もしくは）当該会社による企業活動の実施条件を決定することのできるその他の権利の設定、変更または終了を直接および（または）間接にひきおこすその他の取引（オペレーション）。